

◎港湾法の一部を改正する法律

(平成二五年六月五日法律第三二号)

一、提案理由(平成二五年五月八日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 たいいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案、港湾法の一部を改正する法律案及び水防法及び河川法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

次に、港湾法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

東日本大震災では、被災地域の港湾において、津波により流出したコンテナ等の漂流や老朽化した護岸の損壊によって船舶の出入港が困難となり、被災地域への緊急物資輸送等に支障を来したところです。今後、首都直下地震や南海トラフの巨大地震等の発生が懸念される中、同様の事態が発生することを未然に防止し、被災地への円滑な支援を確保するとともに、震災が市民生活や産業活動に与える影響を最小限にとどめることが重

要です。

また、近年、世界的に石炭や鉄鉱石等のばら積み貨物を輸送する船舶の大型化が進んでおります。しかしながら、我が国では、施設的な制約に加え、こうした貨物の輸入を個々の企業が個別に行うことが中心となっているため、船舶の大型化が進んでいない状況にあります。このため、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で、船舶の大型化を促進し、物流コストを下げることが喫緊の課題となっております。

このような背景を踏まえ、必要な対策を講ずるため、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、重要な航路において障害物を迅速に除去できるとするとともに、船舶の待避場所として泊地を整備できることとしております。

第二に、港湾管理者は、港湾施設を管理する民間事業者に対し、当該港湾施設の維持管理状況について報告を求めることができることとするとともに、必要な勧告または命令をできることとしております。

第三に、国土交通大臣が指定するばら積み貨物の輸入拠点港湾において、関係者の連携による共同輸送を通じた船舶の大型

化を促進するため、荷さばき等の共同化に必要な施設の整備または管理に関する協定制度を設けることとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、道路法等の一部を改正する法律案、港湾法の一部を改正する法律案及び水防法及び河川法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二五年五月一五日)

○金子恭之君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、港湾法の一部を改正する法律案は、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとするともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整

港湾法の一部を改正する法律

備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

三法律案は、去る五月七日本委員会に付託され、翌八日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑に入り、昨十四日、質疑終了後、道路法等の一部を改正する法律案及び水防法及び河川法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決の結果、全会一致をもって、また、港湾法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月一四日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震や南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のた

めの措置に万全を期すこと。

二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。

三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。

四 ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入の実現が、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で喫緊の課題であることに鑑み、特定貨物輸入拠点港湾に関する施策について、時機を逸することなく国家戦略として確実に実施するとともに、特定貨物輸入拠点港湾の指定に当たっては、その位置や数についても十分配慮すること。また、特定貨物輸入拠点港湾以外の港湾についても、物流の効率化等の観点から引き続き機能強化に努めること。

五 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に

努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生を増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二五年五月二九日)

○石井準一君 たいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、港湾法の一部を改正する法律案は、非常災害時における船舶交通の確保に資するよう、国が障害物を迅速に除去できる航路を定めること、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、港湾施設整備等に係る協定制度を創設すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両法律案により防災・減災対策に期待される効果、道路構造物の維持、修繕を担う官民における人材の確保、育成策、ばら積み貨物の海上輸送の効率化及び船舶の大型化への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願

ます。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すこと。

二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の意見を十分聴くなど、その協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。

港湾法の一部を改正する法律

また、港湾広域防災協議会の活用等により港湾事業継続計画に他港との連携体制が盛り込まれるようにする等、広域的な視点に立った港湾間のバックアップ体制の構築・強化に努めること。

三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、老朽化の現状把握に一層努めるとともに、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるように必要な支援を行うこと。

四 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生を増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。